

【現行】維持補修用機械標準仕様書 機械名) 散水車 B 平成 28 年 8 月	【改定】維持補修用機械標準仕様書 機械名) 散水車 B 令和 4 年 7 月	備考 (改定概要)
<p data-bbox="353 320 786 357">維持補修用機械標準仕様書</p> <p data-bbox="434 523 689 555">機械名) 散水車 (B)</p> <p data-bbox="353 1150 786 1342">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1263 308 1695 344">維持補修用機械標準仕様書</p> <p data-bbox="1341 523 1597 555">機械名) 散水車 (B)</p> <p data-bbox="1263 1150 1695 1342">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	

改定等履歴

改定等年月	種 別	改定等概要
平成 17 年 4 月	制定	性能規定化に伴う改定
平成 17 年 10 月	名称変更	民営化に伴う社名変更
平成 18 年 4 月	名称変更	民営化に伴う社名変更
平成 23 年 7 月	規定値変更	排ガス規制に伴う変更
平成 26 年 7 月	規定内容等変更	積載物の明確化に伴う変更
平成 28 年 8 月	部分変更	仕様全体見直しに伴う改定

本仕様書の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月  
 中日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月  
 西日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月

改定等履歴

改定等年月	種 別	改定等概要
平成 17 年 4 月	制定	性能規定化に伴う改定
平成 17 年 10 月	名称変更	民営化に伴う社名変更
平成 18 年 4 月	名称変更	民営化に伴う社名変更
平成 23 年 7 月	規定値変更	排ガス規制に伴う変更
平成 26 年 7 月	規定内容等変更	積載物の明確化に伴う変更
平成 28 年 8 月	部分変更	仕様全体見直しに伴う改定
<u>令和 4 年 7 月</u>	<u>仕様変更</u>	<u>ノズル形状の変更 (西日本のみ)</u>

本仕様書の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月  
 中日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月  
西日本高速道路株式会社 令和 4 年 7 月

## 2-5 主要性能

本車両の散水性能は以下の数値を満足するものとする。なお、散水量は作業速度に同調して、一定に散水できるものとする。

- |          |                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| (1) 作業速度 | 30～60 km/h                                                  |
| (2) 散水幅  | 3～8 m                                                       |
| (3) 散水量  | 0.08～0.12 L/m <sup>2</sup><br>(設定：0.01 L/m <sup>2</sup> ごと) |

## 2-6-3 散水装置・配管

## (1) 機能

## (a) 散水機能

後方散水ノズルからの散水作業ができるものとする。

## (b) 攪拌機能

タンク内路面凍結防止剤（溶液）の攪拌ができるものとする。

## (2) 仕様

## (a) 後方散水ノズル

数量 2 個

各ノズルは自在に噴射角度を調整し、散水幅 3 m～8 m を調整できるものとする。

## (b) 散水用開閉バルブ

散水用配管の左右 1 か所以上に設け開閉制御されるものとする。

## 2-5 主要性能

本車両の散水性能は以下の数値を満足するものとする。なお、**後方\***散水量は作業速度に同調して、一定に散水できるものとする。

- |          |                                                                                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 作業速度 | 0～60 km/h (前方散水用)*<br>30～60 km/h (後方散水用)                                                     |
| (2) 散水幅  | 0.3～6 m (前方散水用)*<br>3～8 m (後方散水用)                                                            |
| (3) 散水量  | 0.08～0.12 L/m <sup>2</sup> (後方散水用)<br>(設定：0.01 L/m <sup>2</sup> ごと)<br>900 L/min 以上 (前方散水用)* |
| (4) 散水圧* | 0.4 MPa 以上 (両側前方散水用)                                                                         |

※西日本高速道路株式会社に適用する。

## 2-6-3 散水装置・配管

## (1) 機能

## (a) 散水機能

## (イ) 標準型 (後方散水のみ) ※1

後方散水ノズルからの散水作業ができるものとする。

## (ロ) 前方貝型※2

後方散水ノズルおよび前方散水ノズルからの散水作業ができるものとする。

## (b) 攪拌機能

タンク内路面凍結防止剤（溶液）の攪拌ができるものとする。

## (2) 仕様

## (a) ①後方散水ノズル※1

数量 2 個

各ノズルは自在に噴射角度を調整し、散水幅 3 m～8 m を調整できるものとする。

## (a) ②散水ノズル※2

数量 2 個又は 4 個 (前方) 形状 貝型 (前方)

2 個 (後方) 貝型 (後方)

各ノズルは自在に噴射角度を調整し、散水幅 0.3～6 m (前方) 3 m～8 m (後方) を調整できるものとする。

なお、前方散水は新雪 (2 cm 程度) の融雪や、落ち葉の除去が可能な仕様とする。

## (b) ①散水用開閉バルブ※1

散水用配管の左右 1 か所以上に設け開閉制御されるものとする。

## (b) ②散水用開閉バルブ※2

各散水ノズルが自在に開閉制御できる構造とする。

※1 東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社に適用する。

※2 西日本高速道路株式会社に適用する。

【現行】維持補修用機械標準仕様書 機械名)散水車B 平成28年8月

【改定】維持補修用機械標準仕様書 機械名)散水車B 令和4年7月

備考

維持補修用機械標準仕様書  
検査方案書

機械名)散水車(B)

東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社

維持補修用機械標準仕様書  
検査方案書

機械名)散水車(B)

東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社

2-2-3 散水性能検査

(1) 検査内容

散水速度同調解除時において散水動作が行われることを確認する。

(2) 検査方法

(a) 装置を稼働させる

(b) 散水速度同調を解除し停止状態にて擬似の速度 30 km/h・40 km/h・50 km/h・60 km/h において、散水動作を行う。

(3) 検査基準

散水動作が停止することなく、正常に動作すること。

2-2-4 散水幅性能検査

(1) 検査内容

規定値どおりの散水幅が確保されていることを確認する。

(2) 検査方法

(a) 装置を稼働させる。

(b) 停止状態にて、散水幅を 3 m・8 m に設定して路面に散水を行い着水点を測定ポイントとしてスケール等にて散水幅を測定する。

(3) 検査基準

設定値と実測の散水幅を比較し、誤差が 0～+10%以下であること。

2-2-3 散水性能検査

(1) 検査内容

(a) 前方散水：規定値どおりの速度で散水動作が行われることを確認する。※1

(b) 散水速度同調解除時において散水動作が行われることを確認する。

(2) 検査方法

(a) 装置を稼働させる

(b) 前方散水：停止状態にて擬似の速度 0 km/h・10 km/h・20 km/h・30 km/h・40 km/h・50 km/h・60 km/h において、散水動作を行う。※1

(c) 後方散水※2：散水速度同調を解除し停止状態にて擬似の速度 30 km/h・40 km/h・50 km/h・60 km/h において、散水動作を行う。

(3) 検査基準

散水動作が停止することなく、正常に動作すること。

※1 西日本高速道路株式会社に適用する。

※2 項目名は西日本高速道路株式会社に適用する。

2-2-4 散水幅性能検査

(1) 検査内容

規定値どおりの散水幅が確保されていることを確認する。

(2) 検査方法

(a) 装置を稼働させる。

(b) 前方散水：停止状態にて、散水幅を 0.3 m・6 m に設定して路面に散水を行い着水点を測定ポイントとしてスケール等にて散水幅を測定する。※1

(c) 後方散水※2：停止状態にて、散水幅を 3 m・8 m に設定して路面に散水を行い着水点を測定ポイントとしてスケール等にて散水幅を測定する。

(3) 検査基準

設定値と実測の散水幅を比較し、誤差が 0～+10%以下であること。

※1 西日本高速道路株式会社に適用する。

※2 項目名は西日本高速道路株式会社に適用する。

2-2-5 散水量性能検査

(1) 検査内容

規定値どおりの速度に同調し、散水量が確保されていることを確認する。

(2) 検査方法

(a) 散水条件設定値入力

設定幅 3 m ・ 設定量 0.08 L/m<sup>2</sup> ・ 設定速度 60 km/h

設定幅 8 m ・ 設定量 0.12 L/m<sup>2</sup> ・ 設定速度 60 km/h

(b) 装置を稼働させる。

(c) 停止状態にて後方ノズルからの散水を開始し、安定したら、タンク目盛で 1,000 L 散水する時間を時間計測器 (ストップウォッチ等) で計測する。

(3) 検査基準

(a) 4 回測定した時間を平均し、平米当たりの散水量に換算する。

(b) 算出された散水量と操作装置の設定値ごとの散水量を比較し、誤差が 0 ~ +15 % 以下であること。

2-2-5 後方<sup>※1</sup> 散水量性能検査

(1) 検査内容

規定値どおりの速度に同調し、散水量が確保されていることを確認する。

(2) 検査方法

(a) 散水条件設定値入力

設定幅 3 m ・ 設定量 0.08 L/m<sup>2</sup> ・ 設定速度 60 km/h

設定幅 8 m ・ 設定量 0.12 L/m<sup>2</sup> ・ 設定速度 60 km/h

(b) 装置を稼働させる。

(c) 停止状態にて後方ノズルからの散水を開始し、安定したら、タンク目盛で 1,000 L 散水する時間を時間計測器 (ストップウォッチ等) で計測する。

(3) 検査基準

(a) 4 回測定した時間を平均し、平米当たりの散水量に換算する。

(b) 算出された散水量と操作装置の設定値ごとの散水量を比較し、誤差が 0 ~ +15 % 以下であること。

※1 項目名は西日本高速道路株式会社に適用する。

新規

2-2-6 前方散水量性能検査<sup>※1</sup>

- (1) 検査内容  
規定値どおりの前方散水量が確保されていることを確認する。
- (2) 検査方法
  - (a) 給水ポンプの吐出量を最大設定にする。
  - (b) 大型万能車または、試験装置に高圧洗浄装置を接続し、装置を稼働させる。
  - (c) 停止状態にて前方ノズル 2 個又は 4 個から散水を開始し、安定したらタンク目盛りで 1,000 L 吐出する時間を時計測器 (ストップウォッチ等) で計測する。
- (3) 検査基準
  - (a) 4 回測定した時間を平均し、1 分間あたりの散水量に換算する。
  - (b) 算出された散水量が 900 L/min 以上であること。

※1 西日本高速道路株式会社に適用する。

2-2-7 前方散水圧性能検査<sup>※1</sup>

- (1) 検査内容  
規定値どおりの前方散水圧が確保されていることを確認する。
- (2) 検査方法
  - (a) ノズル直前に圧力計を取付ける。(図 1)
  - (b) 給水ポンプの吐出量を最大設定にする。
  - (c) 大型万能車または、試験装置に高圧洗浄装置を接続し、装置を稼働させる。
  - (d) 停止状態にて前方ノズル 2 個 (4 個の場合は両側 2 個) から散水を開始し、圧力計にて圧力を読取る。
- (3) 検査基準  
測定圧力が 0.4 MPa 以上であること。

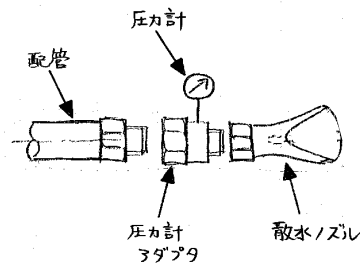


図 1 圧力計取付位置

※1 西日本高速道路株式会社に適用する。